

広島県告示第九百三十三号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十一年十月二十九日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地
医療法人社団済井会福山光南病院	福山市光南町三丁目七番八号